

平成22年10月22日
号外第2号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

条 例

- 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（４３・人事課）……４
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（４４・人事課）……………４
- 秋田県民の医療の確保に関する臨時対策基金条例（４５・医務薬事課）……………５
- 秋田県標準事務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例（４６・環境整備課）……………５
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（４７・教育庁総務課）……………６
- 秋田県私立高等学校授業料減免等臨時対策基金条例の一部を改正する条例（４８・教育庁総務課）……………７
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（４９・生活環境課）……７

この号で公布された条例のあらまし

◇特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第43号）

- 1 報酬が月額及び日額で定められる者に係る報酬の支給期日及び支給方法を定めることとした。（第2条関係）
- 2 選挙管理委員会等の委員等の報酬を次のとおり改めることとした。（別表関係）

区分		改正前		改正後	
選挙管理委員会	委員長	月額	185,000円	月額	70,000円
		日額		日額	20,000円
	委員	月額	172,000円	月額	57,000円
		日額		日額	20,000円
人事委員会	委員長	月額	185,000円	月額	70,000円
		日額		日額	20,000円
	委員	月額	172,000円	月額	57,000円
		日額		日額	20,000円
労働委員会	会長	月額	185,000円	月額	70,000円
		日額		日額	20,000円
	会長代理	月額	180,000円	月額	65,000円
		日額		日額	20,000円
	公益委員	月額	172,000円	月額	57,000円
		日額		日額	20,000円
	労働者委員 使用者委員	月額	152,000円	月額	51,000円
		日額		日額	20,000円
収用委員会	会長	月額	128,000円	月額	68,000円
		日額		日額	20,000円
	会長代理	月額	109,000円	月額	49,000円

			日額	20,000円
	委員	月額	90,000円	月額 日額
				30,000円 20,000円
海区漁業調整委員会	会長	月額	28,000円	月額 日額
				11,000円 20,000円
	委員 専門委員	月額	25,000円	月額 日額
				8,000円 20,000円
内水面漁場管理委員会	会長	月額	28,000円	月額 日額
				11,000円 20,000円
	委員 専門委員	月額	25,000円	月額 日額
				8,000円 20,000円
非常勤の監査委員		月額	110,000円	月額 日額
				37,000円 20,000円

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

この条例は、平成22年11月1日から施行することとした。



◇外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第44号）

1 一般の派遣職員に対し、派遣先の勤務に対し報酬が支給されないとき又は当該勤務に対し支給される報酬の額が低いと認められるときに限り、給与の100分の100以内（現行、原則給与の100分の70、派遣先の勤務に対し支給される報酬の額が低いと認められる場合にあつては給与の100分の70を超え100分の100以内）を支給することとした。（第4条関係）

2 企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与について、所要の規定の整備を行うこととした。（第8条関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。



◇秋田県民の医療の確保に関する臨時対策基金条例（秋田県条例第45号）

1 県民の医療の確保を図り、もって県民の健康の保持に寄与するため、医師の確保、地域医療を担う中核的な医療機関の整備、高度又は専門的な医療の推進その他の当面取り組むべき医療に関する課題を解決するための施策に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県民の医療の確保に関する臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

2 基金の積立て、現金の管理、運用益金の処理、現金の繰替運用、基金の処分及び知事への委任について定めることとした。（第2条～第7条関係）

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失うこととした。



◇秋田県標準事務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第46号）

1 秋田県標準事務関係手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第19号）の一部改正（第1条による改正）

引用している廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の条項を改めることとした。（第10条関係）

2 秋田県産業廃棄物税条例（平成14年秋田県条例第73号）の一部改正（第2条による改正）

引用している法の条項を改めることとした。（第3条関係）

3 秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年秋田県条例第75号）の一部改正（第3条による改正）

引用している法の条項を改めることとした。（第2条関係）

4 施行期日

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）の施行の日から施行することとした。

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第47号）

- 1 この条例の施行の日から平成24年3月31日までの間に限り、定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例措置を次のとおり拡充することとした。（附則第33項関係）

	現行条例第5条の3による特例措置	改正後の条例附則第33項による特例措置
対象者	全職員	教育委員会の事務部局及び県立学校における教育職給料表適用者
勤続期間	25年以上	制限なし
対象年齢	50歳以上	40歳以上
割増率	定年までの残年数1年につき2%	10%+定年までの残年数1年につき2%
割増率の上限	20%	50%

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県私立高等学校授業料減免等臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第48号）

- 1 秋田県私立高等学校授業料減免等臨時対策基金の対象事業に、私立の高等学校の入学料の減免に係る事業を加えることとした。（第1条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（秋田県条例第49号）

- 1 県の区域において営むことを禁止する店舗型性風俗特殊営業に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第6号に掲げる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第5条に規定する営業に限る。）を加えることとした。（第11条関係）

- 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、平成23年1月1日から施行することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 二 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
- 三 秋田県民の医療の確保に関する臨時対策基金条例
- 四 秋田県標準事務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例
- 五 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 六 秋田県私立高等学校授業料減免等臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

平成二十二年十月二十二日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県条例第四十三号

特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十二年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「者」の下に「(次項に規定する者を除く。)」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特別職の職員で報酬が月額及び日額で定められている者の報酬の支給期日及び支給方法は、報酬のうち、月額に係る部分にあつては一般職の職員の例により、日額に係る部分にあつては知事の定めるところによる。

本則に次の一条を加える。

(委任規定)

第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

別表選挙管理委員会の委員等の項中「月額 一八五、〇〇〇円」を「月額 七〇、〇〇〇円
日額 二〇、〇〇〇円」に、「月額 一七二、〇〇〇円」
を「月額 五七、〇〇〇円
日額 二〇、〇〇〇円」に改め、同表人事委員会の委員の項中「月額 一八五、〇〇〇円」を「月額 七〇、〇〇〇円
日額 二〇、〇〇〇円」
に、「月額 一七二、〇〇〇円」を「月額 五七、〇〇〇円
日額 二〇、〇〇〇円」に改め、同表労働委員会の委員等の項中「月額 一八五、〇〇〇円」を「月額 七〇、〇〇〇円
日額 二〇、〇〇〇円」に、「月額 一八〇、〇〇〇円」を「月額 六五、〇〇〇円
日額 二〇、〇〇〇円」に、「月額 一七二、〇〇〇円」を「月額 五七、〇〇〇円
日額 二〇、〇〇〇円」に、「月額 一五二、〇〇〇円」を「月額 五一、〇〇〇円
日額 二〇、〇〇〇円」に改め、同表収用委員会の委員等の項中「月額 一八、〇〇〇円」を「月額 六八、〇〇〇円
日額 二〇、〇〇〇円」に、「月額 一〇九、〇〇〇円」を「月額 四九、〇〇〇円
日額 二〇、〇〇〇円」に、「月額 九〇、〇〇〇円」を「月額 三〇、〇〇〇円
日額 二〇、〇〇〇円」に改め、同表海区漁業調整委員会の委員の項中「月額 一八、〇〇〇円」を「月額 一一、〇〇〇円
日額 二〇、〇〇〇円」に、「月額 二五、〇〇〇円」を「月額 八、〇〇〇円
日額 二〇、〇〇〇円」に改め、同表内水面漁場管理委員会の委員の項中「月額 一八、〇〇〇円」を「月額 一一、〇〇〇円
日額 二〇、〇〇〇円」に、「月額 二五、〇〇〇円」を「月額 八、〇〇〇円
日額 二〇、〇〇〇円」に改め、同表非常勤の監査委員の項中「月額 一一〇、〇〇〇円」を「月額 三七、〇〇〇円
日額 二〇、〇〇〇円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 特別職の職員で報酬が月額及び日額で定められている者については、当該者に係る月額の報酬額に勤務した日一日につき日額の報酬額を加算する。

附 則

この条例は、平成二十二年十一月一日から施行する。

秋田県条例第四十四号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和三十二年秋田県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「その」を「人事委員会規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき又は当該勤務に対して支給さ

れる報酬の額が低いと認められるときは、その」に、「百分の七十」を「百分の百以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項本文」を「前項」に改める。

第八条の見出し中「種類」を「種類及び基準」に改め、同条中「その」を「その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第四十五号

秋田県民の医療の確保に関する臨時対策基金条例

(設置)

第一条 県民の医療の確保を図り、もつて県民の健康の保持に寄与するため、医師の確保、地域医療を担う中核的な医療機関の整備、高度又は専門的な医療の推進その他の当面取り組むべき医療に関する課題を解決するための施策に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県民の医療の確保に関する臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預り入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

秋田県条例第四十六号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 秋田県標準事務関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第十四号中「第十五條の二の五第一項」を「第十五條の二の六第一項」に改める。

(秋田県産業廃棄物税条例の一部改正)

第二条 秋田県産業廃棄物税条例(平成十四年秋田県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三條中「第十二條第三項」を「第十二條第五項」に改める。

(秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の一部改正)

第三条 秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成十四年秋田県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「第十二條第三項」を「第十二條第五項」に改め、同條第三号中「第十二條第三項」を「第十二條第五項」に、「第十二條の二第三項」を「第十二條の二第五項」に改める。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十四号)の施行の日から施行する。

秋 田 県 条 例 第 四 十 七 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「附則第三十四項」を「附則第三十二項」に改める。

附則第三十二項及び第三十三項を削り、附則第三十四項を附則第三十二項とし、同項の次に次の二項を加える。

33 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第四十七号)の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間に退職した者(その者の非違によることなく教育委員会の勧奨を受けて退職した者(退職の日において一般職の職員の給与に関する条例第四条第一項第四号の教育職給料表の適用を受けていた者に限る。)であつて教育委員会が知事の承認を得たものに限る。)のうち、定年に達する日の属する年度の前年度以前に退職した者であつて、その年齢が退職の日において定年から二十年を減じた年齢以上であるものに対する第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第五条の二第一項、第六条及び第六条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	給料月額」という。)	給料月額」という。)に百分の百十を乗じて得た額及び給料月額に定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額(以下「早期退職特例給料月額」という。)
第四条第一項	退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)	早期退職特例給料月額
第五条第一項、第六条及び第六条の二第二号	退職日給料月額	早期退職特例給料月額
第五条の二第一項	退職日給料月額より	退職日給料月額(退職の日におけるその者の給料月額をいう。以下同じ。)より
第五条の二第一項第一号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額に百分の百十を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額(第六条の二において「特定減額前早期退職特例給料月額」という。)
第五条の二第一項第二号	退職日給料月額に、	早期退職特例給料月額に、
第五条の二第一項第二号(一)	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第六条	第三条	附則第三十二項の規定により読み替えて適用する第三条
第六条の二	第五条の二第一項の	附則第三十二項の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項の
	同項第二号(一)	附則第三十二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号(一)
	同項の	附則第三十二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の
	特定減額前給料月額	特定減額前早期退職特例給料月額
第六条の二第二号	第五条の二第一項第二号(一)	附則第三十二項の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項第二号(一)

当該割合

附則第三十三項の規定により読み替えて適用する同号□に掲げる割合

- 34 前項の規定の適用を受ける者については、第五条の三の規定は、適用しない。
附則第三十五項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第四十八号

秋田県私立高等学校授業料減免等臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県私立高等学校授業料減免等臨時対策基金条例（平成二十一年秋田県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の減免及び」を「及び入学料の減免並びに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第四十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年秋田県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「及び第二号に掲げる営業」を「、第二号及び第六号に掲げる営業（同号に掲げる営業にあつては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号。以下「政令」という。）第五条に規定するものに限る。）」に改め、同条第三号の表一の項中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号。以下「政令」という。）」を「政令」に改め、同表一の項中「同条第三項第一号又は第二号」を「同条第三項第二号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号